

原議保存期間	1年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁丁給厚発第192号
令和2年3月17日
警察庁長官官房給与厚生課長

新型コロナウイルスに感染した職員が職場復帰する際の留意事項について
(通達)

標記の件について、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から都道府県等衛生主管部(局)に対し、別添「医療機関における「新型コロナウイルスの陰性が確認され退院される患者様へ」の配布について」(令和2年3月6日付け事務連絡)が発出されているので参考とされたい。

新型コロナウイルスに感染した職員の職場復帰に当たっては、一般的な衛生対策を徹底させることは勿論、退院後4週間、毎日体温を測定し、37.5℃以上の発熱の有無を確認することや、咳、発熱等の症状が出た場合に帰国者・接触者相談センターへ速やかに連絡することについて指導を徹底するなど、職場における感染予防に格段の意を払われたい。

事務連絡

令和2年3月6日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療機関における「新型コロナウイルスの陰性が確認され退院される患者様へ」
の配布について

新型コロナウイルス感染症で入院された方の退院基準に関しては「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取り扱いについて（一部改正）」（令和2年2月18日健感発第0218第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）においてお知らせしたとおりです。当該基準を満たして退院された方に関しては、他の人への感染性はないと考えられるものの、稀な事例として退院後に再度新型コロナウイルス陽性となる方が確認されたことから、今般、退院後の留意事項「新型コロナウイルスの陰性が確認され退院される患者様へ」を別添のとおりとりまとめました。

貴職におかれましては、管内医療機関において当該留意事項を配布いただくよう周知をお願いいたします。

【問い合わせ】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部（技術総括班）

担当：竹下、上戸

電話番号：03-5253-1111（内線：8045）

新型コロナウイルスの陰性が確認され退院される患者様へ

- ・あなたは厚生労働省の定める退院基準を満たしたため本日以降退院できます。
- ・現時点で他の人への感染性はないと考えられますが、稀な事例として、退院後に再度新型コロナウイルス陽性となる方が確認されております。
- ・そのため、退院後4週間は以下の点に留意いただきますようお願いいたします。

●一般的な衛生対策を徹底してください。

- ・石けんやアルコール消毒液を用いて手洗いをしてください。
- ・咳エチケット（マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻をおさえる、マスクの着用等）を守ってください。


●健康状態を毎日確認してください。

- ・毎日、体温測定を行い、発熱（37.5℃以上）の有無を確認してください。

●咳や発熱などの症状が出た場合

- ・速やかに帰国者・接触者相談センターに連絡し、その指示にしたがい、外出時には必ずマスクを着用して、必要に応じて医療機関を受診してください。帰国者・接触者相談センターへの連絡及び医療機関の受診にあたっては、あらかじめ新型コロナウイルス感染症で入院していたことを電話連絡してください。

（参考）

咳や発熱などの症状が出た方	帰国者・接触者相談センター （都道府県設置）	
駐日外国公館と連絡を取りたい方	駐日外国公館リスト	

連絡先 ○ ○ 病院

※ 本資料は、令和2年2月28日に作成したものです。今後、新たな知見をもとに随時変更されることがあります。